

定額減税 について

令和6年分所得税及び令和6年度分住民税において、定額減税が実施されることになりました。3月に、税務署から各事業所に「令和6年分所得税の定額減税のしかた」のパンフレットが配布されました。

事業所が行う「令和6年分所得税における定額減税」の事務手続き等を抜粋しました。

随時、流れや要件の詳細部分がQ&Aで発表されています。

急遽実施に向けて動いたため、進みながら補正をかけているようです。

なお、令和6年度分住民税については市区町村で計算され通知書が送付されます。



定額減税の対象となる人

- ⑥ 令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人。

※居住者・・・国内に住所を有する個人または、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人。

定額減税額

- ⑥ 本人 30,000円、同一生計配偶者及び扶養親族 1人につき 30,000円 の合計額。合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額はその所得税額が限度となる。

※同一生計配偶者・・・生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人。

※扶養親族・・・生計を一にする扶養親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人。

16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれる。

（配偶者・扶養親族とも、青色事業専従者等除く、給与収入の場合103万円以下の人）

給与支払者の事務

- ⑥ 定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（甲欄適用者）に対して給与・賞与を支払う際に源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行う。「月次減税事務」と「年調減税事務」の2つの事務を行うこととなる。

※月次減税事務・・・令和6年6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務。

※年調減税事務・・・年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務。

月次減税事務時と定額減税額に相違が出たとき、過不足を精算する。

